

四万十町立中学校クラブ活動振興に関する補助規程

平成19年 4月 1日
教育委員会規程 7号

四万十町教育委員会補助金補交付要綱(平成18年教育長告示第1号。以下「要綱」という。)第7条に基づき、標記事業に係る補助金の運用規程を以下のとおり定める。

記

1 補助金の交付対象及び種類

(1) 本規程は、四万十町立中学校(以下「中学校」という。)のクラブ活動の振興を図るため、県内対外競技を含むその他活動に要する経費の一部を予算の範囲内で補助をする。

1) 補助金は、各中学校の学校長に対して交付する。

2) 補助金の使途は、食糧費を除いたクラブ活動に係る経費とする。

3) 県総合体育大会及びこれに係る大会は、別に対応する。

(2) 要綱第3条の別表に係る本規程の補助の種類は、次のとおりとする。

別表(1)学校教育振興費 ②学校体育文化振興事業

2 補助申請及び実績報告

(1) 申請及び実績報告までの手続きは、以下のとおりとする。

1) 学校長は、要綱第4条及び第7条に係る申請書及び実績報告書には、実施計画書等(別記第1号)及び教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2) 補助金は、概算払いとする。

3) 学校長は、要綱第5条の補助金交付決定後に、概算払い請求書を教育委員会に提出し、教育委員会は、学校長の指定する口座に支払う。

4) 補助金を受けた学校長は、補助金の使途を明確にし、証拠書類を添えて整理する。

(付則)

1 本規程は、平成19年4月1日から運用する。

2 四万十町立中学校クラブ活動に係る県内対外試合等参加に関する補助規程(平成19年教育委員会規程6号)は、廃止する。

3 平成19年度に限り県総合体育大会及びこれに係る大会の取扱「1、(1)、3)」については、前年のとおりとする。

別記第1号

年度「四万十町立中学校クラブ活動振興 補助事業」（総括）
収支予算書(収支決算書)

年 月 日
学校名

1 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備 考
1.委員会補助金				
2.その他収入				
計				

2 支出の部

クラブ名	予算額	決算額	増減	備 考
計				

②各クラブの収支予算・決算書(別記第2号)を添付すること

別記第2号

年度「四万十町立中学校クラブ活動振興 補助事業」（各クラブ別）
収支予算書(収支決算書)

年 月 日
学校名
クラブ名

1 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備 考
1.収入				
計				

2 支出の部

費目	予算額	決算額	増減	備 考
1.報償費				
7.賃金				
9.旅費				
11.需用費				
12.役務費				
13.委託費				
14.使用料及び賃借料				
計				

注)①歳出費目の区分は、地方自治法施行規則第15条第2項の区分による。

②歳出を証する書類を添付すること。